

消防団活動支援サービスの利用 提案書作成要領

令和 4 年 6 月

横浜市消防局消防団課

1 提案書等として提出する資料の種類

本入札に関して、次の資料を提出すること。

- ① 本入札にかかわる提案項目（以下、「提案書」という。）
- ② 提案書概要
- ③ 機能一覧対応可否確認表

2 全般的な留意事項

本件においては、入札参加資格が確認された者（以下、「入札参加者」という。）から提出された「提案書」の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。なお、「提案書」の作成にあたっては、提案書記載要領を参照の上、次のような点に留意されたい。

- 本件において、入札参加者は確実に実現できる範囲で提案書を記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て入札参加者が実現を約束したものとみなす。
- 「調達仕様書」等に記載した本市要求仕様以上の提案を行う際に、それが本調達における費用の範囲で実現できるのか、別途有償なのかを明記すること。特に有償と記述していないものについては、本調達の範囲内で実施できるものとみなす。
- 落札者が、本市の要求するサービスを実現できない場合、追加仕様や代替手段等について、落札者の負担で対応することになるので提案に際しては注意すること。
- 成果物の検査にあたっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認する。ただし、本市要求仕様に疑義が生じた場合や、要求仕様を追加する場合は、別途協議のうえ対応方法を決定するものとする。
- 提案書の目次構成は、提案評価表の項目の並びに沿った構成とすること。

3 提案書等作成上の留意事項

- (1) 「提案書」等は次の部数を作成し提出すること。また、それぞれ「4 電子媒体作成上の留意事項」に従い、電子媒体も作成すること。

名称	部数
提案書	8 部
提案書概要	8 部
機能一覧対応可否確認表	8 部

提案書については、表紙に次の事項を記入したうえで製本し、代表者印は代表者印を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。

宛名	横浜市契約事務受任者
標題	消防団活動支援サービスの利用に関する提案書
提出年月日	令和4年〇月〇日
会社名等	〇〇〇〇

「提案書記載要領」にしたがい、すべての項目について記述すること。本市の提示する「調達仕様書」の内容と異なる代替手段等の提案をする場合は、その内容を明確にすること。変更点が明記されていない場合は、「調達仕様書」の内容に相違ないものとする。

また、「提案書記載要領」に該当するしないにかかわらず、提案者の提案のセールスポイントを明確に示すこと。

(2) 記載上の注意点

- ・ 類似の実績等については、可能な限り詳細に記入すること。
- ・ 「提案書記載要領」における項目番号、掲載頁と対応させ、「提案書」の該当頁を記入すること。さらに、「提案書概要」に示す項目と「提案書」の提案内容を明示的に対応させて記入すること。
- ・ 機能要件に対する対応可否について、機能一覧対応可否確認表にその結果を記載すること。凡例については下記のとおり。

○：提供可能

△：一部提供可能、提供予定あり、もしくは、代替対応可能

×：提供不可（今後実装予定無し）

なお、機能一覧対応可否確認表については、提案書ページ数に含めない。

- ・ 提案書概要については、提案書に記載のない内容を記載しないこと。
- ・ 提案書概要については、最大 25 ページ程度以内（表紙、目次を除く）で作成し、ページ番号を付与すること。ページ番号は、提案書の構成上、付与されないページがあっても可とする。

(3) 「提案書」の体裁等は次のとおりとする。

- ・ 「提案書」の用紙は、A4サイズとし縦長横書き両面とすること（図面等は除く）。
- ・ 日本語で表記すること。
- ・ 表紙と目次を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- ・ 文字の大きさは 10.5 ポイント以上を基本とし、左右に 20 mm程度の余白を設定すること。
- ・ 「提案書」は、表紙と目次を除き、100 ページ以下とすること（図面等でA3判用

紙を使用した場合には、片面につき2ページと勘定する)。

(4) その他の注意事項

- ・ 本市評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。
- ・ 当局の提示した「調達仕様書」の全面コピーや「調達仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。
- ・ 入札参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。

4 電子媒体作成上の留意事項

「提案書」及び提案書概要について、電子媒体（CD-R）を作成すること。以下の点にも留意すること。

- 紙媒体で提出した書類を全て含むこと（付属資料を除く）。
- 電子媒体は、1枚の予備も作成すること。
- 電子媒体は、PDF ファイル形式又はMicrosoft Office 2016 形式にて提出すること。

5 追加提案について

横浜 DX 戦略では、都市を構成する様々な分野において、デジタル化により付加価値を高め、横浜の魅力を向上させるとともに、人口減少や高齢化の進展、多発する自然災害のなかで、持続可能な横浜を実現するために、安全安心で、子育て世代に選ばれる街であることが必要であることから、「防災」「子育て」「教育」を先行して取り組む重点3分野とし、リーディングプロジェクトを展開することとしている。本調達は、防災分野における先行事例として取組みを進めており、将来的に同分野との連携や情報発信、また、消防団と同様に地域の活動を支える担い手への支援や情報提供などへ横展開することも想定している。

このような想定に対し、提案者が受託した際に実現可能な範囲で、その具体的な取組み、検討の進め方について、提案いただきたい。

6 その他の留意事項

- ・ 提出された「提案書」の修正や差替えはできない。また、提出された書類は返却しない。当局において適切な廃棄処理を行う。
- ・ 提出された「提案書」に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合、当局は、「提案書」の全部又は一部を使用できるものとする。なお、提案内容に、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した場合、その責任は原則として提案者が負う。
- ・ 「提案書」の提出時に、当局から配布した資料は、すべて返却すること。当局が提示した全ての書類に関する著作権は、当局に帰属し、本件以外での使用を禁止する。